

いじめ防止基本方針

平成26年3月
(平成30年3月改定)

安芸市立川北小学校

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向に関する事項	
1 基本方針の目的	1
2 いじめの定義	2
3 基本方針の目標と取組の視点	3
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	4
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 学校・家庭・地域の連携協働	
(5) 関係機関の連携	
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 「いじめ防止対策委員会」の設置	6
(1) 組織の役割	
(2) 組織の構成員	
(3) 組織運営上の留意点	
(4) 年間指導計画	
2 いじめ防止のための取組	8
(1) 学校の取組	8
① いじめの未然防止	
ア 児童の豊かな心を育む教育の推進	
イ 児童一人一人が持っている力を引き出す生徒指導の推進	
ウ 教職員の資質能力の向上	
② いじめの早期発見	
③ いじめへの対処	
(2) 教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備	12

(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組の促進	12
① P T Aや地域の関係団体との連携促進	
② 地域とともにある学校づくり	
③ 地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくり	
(4) 学校評価の留意点	13
3 重大事態への対処	13
(1) 重大事態の発生と調査	13
① 重大事態の意味	
② 重大事態の報告	
③ 調査の趣旨等	
④ 調査を行うための組織について	
⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施	
⑥ 調査実施におけるその他の留意事項	
(2) 調査結果の提供及び報告	17
① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報責任	
② 調査結果の報告	
資料 チェックリスト（教職員用）	18
チェックリスト（児童の様子）	19

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

近年、いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題になっているが、それだけでなく、いじめがきっかけで心を痛めている子どもたちも少なくない。

このようないじめは、大人社会の暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといったものと同様の社会問題であり、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが子どもに影響を与えるという指摘もある。

一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どもの模範となるべき教職員一人一人が、互いに違いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、子どもの心に寄り添いつつも、「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校・どの学級でも、起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう取組を行い、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

そして、いじめの解決を通して、子どもたち一人一人が「志」や「夢」をもち、その実現に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校づくりや、子どもたちの中で起こる様々な課題をしっかりと共有するとともに、課題を解消していく道筋や、解消後のあるべき姿について共通認識を図り、ベクトルを同じくして見守り、支えると同時に、心豊かで安全・安心な学校づくりを、教職員一人一人が自ら主体的に進めなければならない。

このような基本理念のもと、本校では、児童一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、学校・地域・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、安芸市立川北小学校「いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向に関する事項

1 基本方針の目的

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という）第 13 条の規定に基づき、安芸市立川北小学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

本基本方針は本校のいじめの防止等の取組の基盤となるものである。

2 いじめの定義

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び等別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策委員会」を活用して組織的に行う。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

- インターネット上での書き込みについては当該児童が知らずにいる場合、加害行為を行った児童に対する適切な対応が必要である。
- 好意で行った行為が相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで柔軟な対応をする必要がある。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ防止対策委員会で情報共有することは必要となる。
- 具体的ないじめの様態

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

- 犯罪行為や児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

3 基本方針の目標と取組の視点

いじめの問題を根本的に解決するためには、いじめの未然防止の取組を進めることが重要である。教職員一人一人が「いじめは絶対に許さない」という決意を持って、そういった学校の雰囲気を創っていかなければならない。

いじめの問題への対応については、何より被害を訴えてきた子どもや、勇気をもっていじめを知らせてくれた子どもを、しっかり守り通す姿勢を教職員が示さなければならない。

また、いじめの疑いがあるものも含めて、しっかりとした対応をしなければならない。その際、事実関係等を把握することが必要となるが、大切なのは、いじめの定義やいじめか否かにことさらにとらわれるのではなく、傷ついている子どもの気持ちに寄り添った支援を行うことである。

そして、子どもは人と触れ合うことで、様々なことを学び取り感じ取り、成長していくものであるという社会性の育成の観点で考えたとき、子どもたちがいじめの加害者や被害者になることを恐れて、人と触れ合うことに萎縮したり、躊躇したりするようなことは決してあってはならない。だからこそ、いじめの未然防止・対応・再発防止のいずれの段階においても、そのことを常に意識し子どもたちを見守り支えていくことが重要である。

本基本方針の目標は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、いじめの問題の克服を目指すことにある。また、こうしたいじめの問題への取組は、

心豊かで安全・安心な学校づくりにもつながっていくものである。そこで、以下の4つの視点を大切にしながら、いじめの防止等のための対策に学校・地域ぐるみで取り組んでいく。

① 子どもの変化に気付く力

いじめの問題は、学校だけで起こるものではなく、地域社会の中でも起こり得る。また、子ども同士の間関係の中だけでなく、大人社会でもいじめやハラスメントなどの問題もある。大人の人権感覚の希薄さが、いじめの一因になっているとも考えられる。

このようなことから、子どもに関わるすべての人々がしっかりと人権感覚をもち、子どもの小さな変化に気付く力を身につけることが必要である。

② 子どもたちが「志」や「夢」をもてる学校づくり

「志」や「夢」をもつことは、その実現に向かって着実にやり抜こうとする強い意志とともに、社会の一員としてより良い社会をつくっていかうとする意欲や態度を育むことにつながる。

子どもたちが自分の「志」や「夢」をもてるような教育活動を進めるとともに、子どもたち一人一人の「志」や「夢」を応援する環境づくりを進める。

③ 人と人との結び付きを強める

人と人との触れ合いを大切に、子ども同士がつながる、子どもと地域の大人がつながる、学校・家庭・地域・関係機関がつながる、これらの取組をさらに進めていく。

④ みんなで子どもを守り、育む

子どもに関わるすべての大人、すべての機関・団体が子どもを見守り、積極的、主体的に関わることで、子どものもっている能力や可能性を伸ばしていくことが重要である。

そのため、組織的な視点や連携・協働の視点をもって地域ぐるみで子どもを守り、育てる体制づくりを進める。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、教職員が一体となった継続的な取組を行う。

このため、教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を徹底し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていく。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育み、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じることが出来る学校生活づくりを進める。

（２） いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての教職員が連携し、児童の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは周囲から目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教職員が気付くにくく判断しにくい形で行われることを認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するようにする。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、家庭・地域と連携して児童を見守っていく。

また、子どもたちは、地域社会の中で生活していることから、地域住民が子どもたち一人一人をしっかりと見守り、子どもたちの様子で気になることがあればすぐに連絡できるような連携体制を整備する。

（３） いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。

このため、教職員は平素からいじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深め、学校における組織的な対応を可能にするような体制整備を行う。

（４） 学校・家庭・地域の連携協働

社会全体で児童を見守り健やかな成長を促すためには、学校、家庭、地域の連携が必要である。例えば、学校支援地域本部（地域学校協働本部）運営委員会等を活用して、いじめの問題について協議する機会を設けたり、いじめの問題について学校、家庭、地域が連携した取組を推進していく。

また、より多くの教職員が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

このように、いじめを切り口にした学校、家庭、地域の連携・協働のみならず、さらには、心豊かで安全・安心な学校づくり、地域づくりにつなげるために、地域社会の一員としての学校、子どもたちや教職員が地域の行事や地域おこしの取組等、地域の活性化に向けた社会参画の動きを創り出し、地域ぐるみで子どもたちを守り、育て、伸ばしていく体制づくりも重要である。

（５）関係機関の連携

いじめの問題への対応については、例えば学校において、いじめの児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。したがって、平素から関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておく。

例えば、教育相談の実施にあたり、必要に応じて医療機関等の関係機関との連携を図ったり、心の教育センター、少年サポートセンター、警察、児童相談所、法務局等、学校以外の相談窓口についても児童へ周知したりするなど、関係機関による取組と連携を図るようにしていく。

第２ いじめの防止等のための対策に関する事項

１ 「いじめ防止対策委員会」の設置

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当該組織は、本校の基本方針の策定や見直し、本校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、本校のいじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証を担う。

（１）組織の役割

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめ防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、児童用、保護者用等）の作成・検証・修正
- いじめに関する校内研修の企画・検討
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
- いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共

有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する

- 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の母体とする

(2) 組織の構成員

構成する教職員は、校長、教頭、生徒指導主任、人権教育主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等とする。

個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。

また、必要に応じて関係機関と連携をとり委員会へ参加してもらう。話し合ったことは、全教職員で共通理解する。

(3) 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、外部専門家の助言を得る。

なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えるなどの方法によって適切に対応する。

(4) 年間指導計画

	職員会・校内研修等	未然防止・早期発見に向け取組	備考（主な学校行事）
4月	職員会議（基本方針の周知） いじめ防止対策委員会 （個別の指導計画の作成の確認）	オリエンテーションでの生徒指導主事によるいじめ防止に関する講話	入学式 始業式 PTA総会（学校基本方針の説明及び協力要請）
5月	いじめ防止対策委員会	個人面談	運動会
6月	いじめ防止対策委員会 職員会（いじめの取り組みについての検証といじめの情報共有） 学校支援地域本部運営委員会	Q-U調査と分析 SCとTT形式で、「温かい学級づくり」に向けた授業の実施 道徳アンケート	統一参観日
7月	いじめ防止対策委員会 保護者面談		終業式
8月	いじめ防止対策委員会 いじめに関する校内研修	Q-U調査の結果をもとに学校全体の生徒指導の方向性の共通認識	
9月	いじめ防止対策委員会	いじめアンケートの実施 人権教育主任によるいじめに関する講話	始業式

10月	いじめ防止対策委員会	全校で命の集会を実施、1校時に 命の学習を実施	命の学習
11月	いじめ防止対策委員会 職員会（いじめの取り組みにつ いての検証といじめの情報共有）	Q-U調査と分析 気になる児童への面談	
12月	いじめ防止対策委員会 保護者面談		学校評価 終業式
1月	いじめ防止対策委員会	児童会による仲間作りについての発表	始業式
2月	いじめ防止対策委員会 職員会（いじめの取り組みにつ いての検証といじめの情報共有）	道徳アンケート	学校評価アンケート の結果報告
3月	いじめ防止対策委員会		卒業式 修了式

2 いじめ防止のための取組

（１）学校の取組

① いじめの未然防止

互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには、主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

児童は周りの環境によって大きな影響を受ける。児童にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた、あたたかい学級集団づくりや教育活動を展開することが、児童に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえで大きな力となる。

ア 児童の豊かな心を育む教育の推進

○「夢」や「志」を喚起し、豊かな人間性を育む教育の推進

「夢」や「志」を育む教育は、その実現に向かって着実にやり抜こうとする強い意志とともに、よりよい社会を創っていかうとする意欲や態度を育むことにつながる。

児童がそれぞれの立場で自分についてよく知り、集団の中で自分をしっかりと位置づけ、将来を切り開いていくためには、「人とつながり、人を思い、人に役立つ」ということを大切にしながらそれぞれの「夢」や「志」を育んでいかなければならない。

そのために、「学力向上」「基本的生活習慣の確立」「社会性の育成」の3本柱の取組を通してキャリア教育を推進し、発達段階に応じたキャリア教育の目標を設定する。

○自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進

児童の自尊感情や社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心を育むとともに、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、家庭・地域と連携した道徳教育を推進する。

また、児童の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力等を育むため、わかる授業を実践し学力を向上させる取組、ことばの力を高めるための読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた活動を行う。

さらに、生命や自然を大切にし、感動や感謝の心、社会性や規範意識等を育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。

あわせて、児童のいじめ防止等の意識を高めるために、学校と警察が連携して取り組むいじめやインターネットの問題をテーマにした非行防止教室等を開催する。

これらの取組を、地域や学校の教育活動全体を通じて実践する。

○情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。

このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処できるよう、児童に対する情報モラル教育の充実を図る。

○人権感覚を育む人権教育の推進

児童の人権が尊重され、安心して過ごせる環境をつくるために、すべての教育活動を通じて人権教育を基盤とした学級づくり・学校づくりに取り組む。そのために、いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、子どもたちに理解させ、人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。また、児童が自他の大切さを強く自覚し、良さを認め合える人間関係を構築することができるよう、児童に関わる教職員の人権感覚を育成するための研修を行う。

イ 児童一人一人が持っている力を引き出す生徒指導の推進

○学校経営に生徒指導の三機能を位置づけた取組の推進

いじめを生じさせないために、教職員がすべての教育活動の中で、児童一人一人が持っている力を引き出すとともに、自己肯定感、自己有用感を高め、社会性を育むことを意識した開発的・予防的生徒指導を推進する。

そこで、児童が安心して過ごすことができ、「夢」や「志」、自信を持てる学校や学級を実現するため、授業をはじめとするすべての教育活動の中に、生徒指導の三機能（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的人間関係を育てる）の視点を位置づけた取組を実践し、組織的な生徒指導の推進と学校経営の改善を図る。

○信頼と安心で結ばれたあたたかい学級集団づくり

児童の生活の基盤は学級である。そこで、全ての学級で安心・安全に学校生活ができるように児童の規範意識を高めるとともに授業や行事等に主体的に参加・活躍できる学級集団づくりを行う。そして、互いを認め合い、支え合い、助け合える人間関係を構築し、集団の一員としての自覚や自信を育む教育活動を推進する。

○児童理解と児童観察

日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。休み時間や昼休み、放課後等、自由な時間の子どもたちの様子を観察し指導に生かしていく。健康観察や保健室等での様子を観察し、小さな変化も見逃さない。子どもたちが形成するグループ内の人間関係の把握に努め、気になる言動を察知した場合、適切な指導を行う。

また、連絡帳や生活ノートの活用によって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

○児童の主体的な活動の推進

いじめを生じさせない・許さない学校づくりを推進するために、学級活動を通して、児童の身の回りにある問題について主体的に話し合い、問題解決していくことや、児童会活動を通して望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校づくりに参画することが重要である。

そのために、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。

また、インターネットの適正利用に関するルールづくりを推進し、インターネット問題の解決に向けた児童の主体的な活動を推進する。

ウ 教職員の資質能力の向上

いじめの重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの認知や指導上の留意事項等について、教職員間の共通理解を図り、校長を中心に組織的な協力体制を確立して実践していく必要がある。

○校内研修の充実

年に複数回、すべての教職員がいじめ防止基本法の内容を理解するとともに、いじめに対する認知力・対応力向上を図るための校内研修を実施する。

また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上を図るための校内研修を実施する。

さらに、「いじめ対応マニュアル『子どもたちの笑顔のために』」や「生徒指導ハンドブック」、「学級経営ハンドブック」、「Let's feel じんけん」等、指導資料を活用した校内研修も実施する。

○障害のある児童に対する指導のあり方についての理解

障害のある児童が、周囲の児童に十分理解されず、いじめの「被害」を受けないう、教職員を中心とした周りの大人が最大限の支援を行わなければならない。

そのために、教育的な活動を通して障害に対する理解を周囲に促すとともに、障害のある児童だけでなく、生活の中でつまづきやすい児童を含めた、すべての児童が互いの特性を理解し合い、助け合ってともに伸びていこうとする学級集団づくりを行う。

また、障害のある児童に対して、一人一人の教育的ニーズに応じた効果的な支援や指導を行うために、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成する等、早期からの支援体制を一層整備するとともに、「就学時引き継ぎシート」、「支援引き継ぎシート」を活用した校種間の引き継ぎ等を効果的に利用し、特別支援教育のさらなる充実を図る。

② いじめの早期発見

ア いじめの実態把握

年2回以上「いじめアンケート」や「生活アンケート」「Q-Uアンケート」等による調査を実施するとともに、個別面談、日記や家庭訪問など様々な取組を組み合わせて、いじめの認知に努める。

イ 相談支援体制の整備・充実

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を図り、教育相談体制を確立・充実させて、いじめの未然防止・早期発見・早期解決につなげる。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーは、学校の「いじめ防止対策委員会」の構成員となっていることを自ら児童、保護者等に積極的に伝える取組を行う。

なお、周知の際には児童に対し、自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させるよう努める。

③ いじめへの対処

- 速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通す。

- 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- いじめ対策のための「いじめ防止対策委員会」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消まで、「いじめ防止対策委員会」が責任を持つ。
- 問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。
- 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を見ることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- いじめが「重大な事態」と判断された場合には、市および県教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- 児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
- 児童及び保護者が、インターネットを通じて行われているいじめを防止し、かつ効果的に対処できるよう、児童に対する情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対する啓発活動に努める。

また、インターネットを通じて行われているいじめを監視する「学校ネットパトロール」等の実施により、インターネット上のいじめの早期発見・早期対応のための体制整備を図る。

(2) 教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備

教職員が子どもたちとしっかり向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に一丸となって組織的に取り組んでいくことができるような指導体制の整備を行う。

また、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務分担の軽減を図る。

(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組の促進

① P T Aや地域の関係団体との連携促進

P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめの背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気付く方法、法の趣旨及び法に基づく対応等に関する研修会の開催など、いじめの問題について家庭・地域と連携した対策を推進するとともに、いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する。

また、インターネットの危険性や、危険を回避するためのフィルタリングの設定やルールづくり等、児童が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関するP T Aや家庭でのルールづくりを推進する。

② 地域とともにある学校づくり

保護者・地域住民が学校づくりに積極的に参画する学校支援地域本部（地域学校協働本部）等を推進することにより、いじめの問題等、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを進める。

③ 地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくり

学校支援地域本部（地域学校協働本部）、放課後子ども教室や放課後児童クラブ等、学校・家庭・地域の連携・協働により、子どもたちの居場所づくりや地域総ぐるみで子どもの健全育成を支援する体制づくりを行い、子どもの自尊感情や規範意識を育む活動を推進する。

また、民生委員・児童委員や主任児童委員が参画し、厳しい環境に置かれている子どもを学校と地域が連携して見守る体制を構築して取組を進める。

（４）学校評価の留意点

学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

3 重大事態への対応

（１）重大事態の発生と調査

（学校の設置者又はその設置する学校による対応）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対応し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防

止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

① 重大事態の意味

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を迫った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

など、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態といえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、直ちに市および県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

③ 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

④ 調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、重大事態委員会（仮称）を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りを十分に行うとともに、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。

その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。また、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めるとともに、いじめられた児童の事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

さらに、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。

イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。

(自殺の背景調査における留意事項)

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

自殺の背景調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成 26 年 7 月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 背景調査にあたっては、遺族が切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うにあたり、遺族に対して調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておく。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等による参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保できるように努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の支援を求めることが必要であることに留意する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫し

た情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといってトラブルや不適切な対応がなかったと決め付けたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道のあり方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に、報道機関に対して適切に対応する。

⑥ 調査実施におけるその他の留意事項

○ 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、ときには事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教職員は、児童生や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮を行う。

○ 事案の重大性を踏まえ、児童に関して、出席停止措置が必要と判断した場合は、県教育委員会が示している「問題行動等に係る出席停止措置の運用について（参考資料）」等を参考にしながら、適切に運用する。

いじめの加害者である児童生に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童の立ち直りを支援する。また、いじめられた児童又はその保護者が希望する場合には、就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

（２）調査結果の提供及び報告

第二十八条第２項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報責任

学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について、適時・適切な方法で情報提供を行う。

その際、他の児童のプライバシー保護等、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

また、アンケート調査の結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

② 調査結果の報告

調査結果については、安芸市教育委員会に報告する。

調査結果の説明を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて安芸市教育委員会に送付する。

学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト（教職員用）

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返し、当てはまる数字に○をしてください。

4…よくできている、3…おおむねできている、2…あまりできていない、1…できていない

1 いじめの防止のための取組

項目		チェック			
学校づくり・授業づくり	児童が規律正しい態度で主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	4	3	2	1
	全ての児童が参加できるわかる授業づくりに努めている	4	3	2	1
	教員同士が授業を参考に仕合い、教師間の学び合いができている	4	3	2	1
	学校全体で授業改善への取り組みをすすめている	4	3	2	1
集団づくり・児童理解	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4	3	2	1
	児童理解や人間関係の把握に努めるとともに、児童一人一人と会話するよう心がけている	4	3	2	1
	児童会行事や学校行事の目的をよく理解し、児童の指導に当たっている	4	3	2	1
	班活動やグループ活動を効果的に取り入れている	4	3	2	1
生徒指導	人権教育の視点を大切にした授業づくりについて、全員が共通して取り組むよう努めている	4	3	2	1
	児童が人を傷つけるような言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている	4	3	2	1
	こまめに情報交換を行い、足並みが揃う生徒指導に努めている	4	3	2	1
教職員の能力向上	教師の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている	4	3	2	1
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	4	3	2	1

2 いじめの早期発見、早期対応等

項目		チェック			
いじめの発見	日常の観察に加え、アンケートや面談、個人日誌などを活用し、児童の実態把握に努めている	4	3	2	1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、校内の「いじめ防止対策委員会」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている	4	3	2	1
	児童の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している	4	3	2	1
いじめの対応等	被害児童や情報を提供してくれた児童を守り通すことを前提に、組織で迅速に対応することに努めている	4	3	2	1
	加害児童への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている	4	3	2	1
	学校おける情報モラル教育の取り組みを行っている	4	3	2	1

3 家庭や地域の関係団体等との連携促進

項目	チェック
学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている	4 3 2 1
児童の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている	4 3 2 1
P T A 活動や地域の行事などに進んで参加するよう努めている	4 3 2 1
外部機関との連携がうまくいっている	4 3 2 1

4 取組全体を通しての成果や課題、改善点などについてお書きください。

--

いじめ早期発見のためのチェックリスト（児童の様子）

1 いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|---|--|
| ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
☐ 班にすると机の間に隙間がある
☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある | ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある |
|---|--|

2 いじめられている児童

●日常の行動・表情の様子

- | | |
|--|--|
| ☐ わざとらしくはしゃいでいる
☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
☐ 早退や一人で下校することが増える
☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
☐ 顔色が悪く、元気がない
☐ 遅刻・欠席が多くなる
☐ ときどき涙ぐんでいる |
|--|--|

●授業中・休み時間

- | | |
|--|--|
| ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
☐ 班編制の時に孤立しがちである
☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | ☐ 一人でいることが多い
☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
☐ 教職員の近くにいたがる |
|--|--|

●給食時

- | | |
|--|--|
| ☐ 好きな物を他の児童にあげる
☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする | ☐ 他の児童の机から机を少し離している
☐ 食べ物にいたずらされる |
|--|--|

●清掃時

- | | |
|--|--|
| ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | ☐ 一人で離れて掃除をしている |
|--|--|

●その他

- | | |
|---|--|
| ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない | ☐ 必要以上にお金を持ち、友だちにおごるなどする
☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
☐ 理由もなく成績が突然下がる
☐ 服に靴の跡がついている
☐ 手や足にすり傷やあざがある |
|---|--|

3 いじめている児童

- | | |
|---|--|
| ☐ 多くのストレスを抱えている
☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
☐ 教職員によって態度を変える
☐ グループで行動し、他の児童に指示を出す
☐ 活発に活動するが他の児童にきつい言葉を使う | ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
☐ 特定の児童にのみ強い仲間意識をもつ
☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
☐ 他の児童に対して威嚇する表情をする |
|---|--|

